

居宅介護支援 重要事項説明書

令和7年4月1日現在

1 事業所経営法人

法人名称	社会福祉法人 松実会
代表者氏名	理事長 瀬田 斉
法人本部所在地	滝沢市鶴飼狐洞1番地162
連絡先	019-601-2515
法人設立年月日	平成11年6月25日

2 事業所概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名	松実会指定居宅介護支援事業所		
介護保険指定番号	0372100123		
事業所所在地	滝沢市菓子732番地2		
連絡先	019-688-1051		
管理者氏名	鈴木 寿浩		
サービス提供地域	盛岡市・滝沢市		
営業日	月曜日 ~ 金曜日	8:30~17:15	
	土曜日(第1、第4、第5)	8:30~12:30	
休業日	第2・第3土曜日、日曜日、祝祭日 12月30日~1月3日		

(2) 事業所の職員体制

職種	職務内容	常勤	備考
管理者 (主任介護支援専門員)	従業員の管理及び利用者の申し込みに係る調整 業務実施状況の把握その他の管理を一元的に行う	1名	兼務
介護支援専門員	居宅介護支援の提供、要介護認定調査	3名以上	専従

(3) 事業の目的と運営方針

事業の目的	居宅要介護者、要支援者等(以下「利用者」という)が居宅サービス及びその他居宅において利用者のその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。
運営の方針	<p>① 利用者の心身の状況と置かれている環境に配慮して、利用者及び家族のサービス選択を第一義として、適切な保健、医療、福祉サービスが多様な業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努めます。</p> <p>② 利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定のサービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に努めます。</p> <p>③ 事業の運営にあたり、関係市町村や地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携及び連絡調整を行い、サービス担当者会議等の開催を通じて実施状況の把握に努めます。</p> <p>④ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、担当者を定め、従業者に対し研修を実施、委員会を開催する等の措置を講じます。</p> <p>⑤ 自ら提供するサービスの質の評価を行うことにより、質の高いケアマネジメントを行うよう努めます。</p>

3 居宅介護支援業務の実施について

① 利用者への情報提供・相談	<p>地域でのサービス事業者のサービス内容や利用料等の情報を、利用者又は家族に提供しサービスの選択ができるよう努めます。</p> <p>※利用者及びその家族は複数の事業所の紹介を求めることができます。</p> <p>※ご希望があれば前 6 ヶ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の提供された割合を説明し別紙を提出いたします。</p>
② 利用者の状態把握	<p>利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境や立場の十分な理解と課題の把握に努めます。</p>
③ 居宅サービス計画原案の作成	<p>解決すべき課題に目標、達成時期、サービス提供上の留意事項を盛り込んだ計画原案を作成します。</p>
④ サービス担当者との連絡調整・担当者会議開催	<p>居宅サービスの原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、主治の医師やサービス等の担当者から専門的な見地からの情報や意見を求めます。</p>
⑤ 居宅サービス計画の確定	<p>居宅サービス計画の原案について介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者、その家族に対して説明し同意を得ます。</p> <p>※医療系サービスの利用の希望がある場合等は利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めるとともに意見を求めた主治の医師等にケアプランを提出します。</p> <p>※利用者は、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求められます。</p>
⑥ 計画実施状況の把握・評価	<p>居宅サービス計画の作成後に居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。上記状況の把握にあたっては、1月に1回のモニタリングの結果を記録します。</p>
⑦ 給付管理	<p>居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し国民健康保険団体連合会に提出します。</p>
⑧ 要介護認定申請に対する協力・援助	<p>利用者の要介護認定また要支援認定の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。また利用者が希望する場合には申請を代行します。</p>
⑨ 介護保険施設への紹介	<p>利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合または利用者が介護保険施設等への入所を希望する場合には、介護保険施設等の情報を提供すると共にその他の便宜の提供を行います。</p>

4 居宅介護支援の提供にあたって

- (1) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）負担割合証を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合には速やかに当事業所へお知らせください。
- (2) サービス事業者等から伝達された利用者の状態や介護支援専門員が把握した利用者の状態について、介護支援専門員から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報提供を行います。
- (3) 障がい福祉サービスを利用してきた方が介護保険サービスを利用する場合等、介護支援専門員と特定相談支援事業者との連携に努めます。
- (4) 利用者が医療機関等へ入院する際には、当事業所名および担当介護支援専門員の名称を利用者やご家族から医療機関にお伝えくださいますようお願いいたします。
- (5) 事業者の都合により、介護支援専門員を交代することがあります。交代する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

5 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、利用者または家族から提示を求められた時はいつでも身分証を提示します。

6 秘密の保持と個人情報保護について

- (1) 当事業所で得た個人情報については、これを厳重に管理すると共に保存の必要性がなくなった時点でこれを速やかにかつ適正に処分します。
- (2) 当事業所で得た個人情報は下記目的に限って使用します。
 - ①居宅介護支援業務及び介護予防支援業務の遂行
 - ②サービス担当者会議での情報共有
 - ③各サービス担当者及び主治医との情報共有
 - ④事業所内でのカンファレンス、ミーティング
 - ⑤その他官公庁等法律法令上の照会時
- (3) 本人に生命の危機等重大な危険が迫っている場合等はこの限りではありません。(救急病院への情報伝達など)

7 利用料金

介護保険の居宅介護支援費や加算等は【別紙】の通りです。

居宅介護支援費は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

※ただし保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月ごとに所定の料金をいただき、当事業所から領収証明書を発行いたします。この領収サービス提供証明書を後日、市町村の窓口に出すと、全額払い戻しを受けられます。

(1) その他

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費が必要です。

- | | |
|---------------------------------------|--------|
| 1・通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道おおむね30キロメートル未満 | 1,100円 |
| 2・通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道おおむね30キロメートル以上 | 2,200円 |

8 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や利用者の家族に連絡等をとる等必要な措置を講じます。営業時間以外の緊急時の連絡先等は以下の通りです。

【緊急時連絡先】 松実会指定居宅介護支援事業所 電話 019-688-1051

(携帯電話転送により24時間連絡体制を確保しています)

9 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者家族に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。ただし、事業所に故意、過失がなかった場合はこの限りではありません。

10 ハラスメント対策

当事業所の職場環境や利用者への居宅介護支援の提供において、ハラスメント(セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、カスタマーハラスメント等)の防止のための取り組みとして、指針の作成、職場内・利用者や家族(代理人を含む)との関わり、関係機関との連携等におけるハラスメント対策、研修の実施等を行います。

居宅介護支援の提供において利用者、家族または代理人のいずれかによるハラスメント行為が発生し、適切に支援を提供できない状況になった場合にはサービスの中断や契約の解除をすることがあります。

11 虐待の防止や身体拘束等の適正化への取り組みについて

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選任しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 鈴木 寿浩
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
 (3) 苦情解決体制を整備しています。
 (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修及び身体拘束・虐待防止委員会を実施しています。
 (5) サービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかにこれを市町村に通報します。

12 サービス提供に関する相談・苦情について

当事業所の居宅介護支援に関する相談、苦情及び居宅サービス計画に基づき提供している各サービスについてのご相談、苦情を承ります。その他当事業所以外に、お住いの市町村及び国民健康保険団体連合会の相談、苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

松実会指定居宅介護支援事業所 苦情受付担当者 鈴木 寿浩	電話番号	019-688-1051
	ファックス番号	019-601-8766
	受付時間	月曜日～金曜日 8:30～17:15/第 1, 4, 5 土曜日 8:30～12:30
滝沢市高齢者福祉課	電話番号	019-656-6521
盛岡市介護保険課	電話番号	019-626-7562
岩手県国民健康保険団体連合会	電話番号	019-604-6700

13 業務継続計画（BCP）について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス（居宅介護支援）の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定するとともに必要な研修及び訓練を実施します。

14 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	-------------------------

上記内容について利用者に説明を行いました

事業者	所在地	岩手県滝沢市菓子 732 番地 2
	事業所名	松実会指定居宅介護支援事業所
	管理者	鈴木 寿浩
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業所から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	
代理人	住所	
	氏名	(続柄)

【別紙】

居宅介護支援の利用料金

(1) 要介護度に応じた介護サービス提供開始以降1ヶ月あたりの金額

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護1・2	要介護3～5
介護支援専門員一人当たりの利用者数が45人未満の場合	居宅介護支援費 I	居宅介護支援費 I
	10,860 円	14,110 円
同一建物減算(当事業所と同一敷地内に居住している場合) ※所定単位数の95%	10,317 円	13,404 円

(2) 加算料金

	加算	加算額	内容・回数
要介護度による区分なし	初回加算	3,000 円	新規に居宅サービス計画を作成する場合。要支援、要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合。要介護認定区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合。
	入院時情報連携加算 (I)	2,500 円	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報を提供した場合。
	入院時情報連携加算 (II)	2,000 円	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報を提供した場合。
	退院・退所加算	4,500 円	入院等の期間中に病院等の職員や施設職員より必要な情報を受け、居宅サービス計画を作成し居宅サービス利用等の調整をした場合(回数、カンファレンス開催等によりそれぞれ算定)
		6,000 円	
		7,500 円	
		9,000 円	
	特定事業所加算 (II)	4,210 円	「ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、他制度に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加」「24 時間連絡体制確保」「3 名以上の常勤の介護支援専門員を配置している」等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合。
	ターミナルケアマネジメント加算	4,000 円	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する利用者または家族の意向を把握した上で、死亡日及び死亡前14日以内に2日以上居宅を訪問し、心身の状況等を記録したものを主治医や居宅サービス事業所に提供した場合
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000 円 (月2回まで)	病院又は診療所の求めにより、病院等の職員と共に利用者の居宅を訪問しカンファレンスを行いサービス等の利用調整をした場合。	
通院時情報連携加算	500 円	利用者が医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し利用者の心身の状況や生活環境等に係る必要な情報の提供を行い、医師等又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合。	

(3) 利用者負担額

居宅介護支援に関し介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要はありません。ただし、介護保険料の滞納等により介護保険給付費が支払われない場合には利用料金をお支払いください。この場合事業所から「居宅介護支援提供証明書」を発行します。その証明書を市町村窓口へ提出いただくと全額払い戻しが受けられます。